

# 岐阜県公報

号外(四) 平成十九年十月二十三日

## 目次

監査委員告示

随時監査の結果

(監査委員)

ページ

## 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第五項の規定により平成十九年十月二十三日に執行した随時監査の結果は、次のとおりである。

平成十九年十月二十三日

岐阜県監査委員	駒	田	誠
岐阜県監査委員	渡	辺	之
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	列
岐阜県監査委員	水	谷	二
岐阜県監査委員	神	戸	雄
岐阜県監査委員		正	雄

航空機を利用した内国旅行に係る旅費の支給に関する随時監査の結果

### 第1 監査の根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項(随時監査)

### 第2 監査対象機関

本庁 116機関

現地機関 243機関 計359機関

### 第3 監査対象事項

平成18年度に航空機を利用した内国旅行に係る旅費の支給

### 第4 監査結果

#### 1 監査の趣旨

地方自治法第199条第4項の規定により平成19年6月に実施した定期監査の結果、

複数の機関において、航空機を利用した国内旅行（以下「航空旅行」という。）に係る旅費の支給額が過大となっていた事態があった。

そこで、上記の事態を踏まえ、18年度のすべての航空旅行について随時監査を実施することとした。

2 旅費支給の概要

(1) 旅費の計算

当県では、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号。以下「旅費条例」という。）に基づき、旅行命令権者の発する旅行命令等によって公務のために旅行する職員（以下「旅行者」という。）に対し、旅費を支給している。旅費は鉄道賃、航空賃、旅行諸費、宿泊料等からなっている。

(2) 航空賃の計算

旅費条例等によれば、旅費として計算される航空賃の額は、現に支払った旅客運賃によるとされている。

そして、航空賃の取扱いについては、次のとおりとされている。

ア 中部国際空港等の特定の空港を利用する場合に必要な旅客施設使用料については、旅行諸費で対応することとされているため、航空賃の対象としない。

イ 一部の航空会社の航空便に設定されているスーパーシート、クラスJ等の特別席の料金については、特段の理由がある場合を除いて、航空賃の対象としない。

ウ 平成18年9月以前の旅客運賃には、米国における同時多発テロの影響による航空保険料の値上げに伴う航空保険特別料金が含まれている。これについては、旅客運賃の一部であることから、航空賃の対象とする。以上を図示すると、次のとおりである。



なお、旅客運賃には、普通運賃のほか、特定の便を利用することなどを条件とし

た特定便運賃、利用する一定期間前（例えば7日前）までに航空券を予約することなどを条件とした事前購入運賃など、各種の割引運賃がある。

(3) 旅費の請求

旅行者は、旅費を請求しようとする場合（概算払による旅費の支給について精算しようとする場合を含む。）には、旅費の請求書を、各機関の支出命令権者等に提出しなければならないとされている。そして、実務的には、各機関の旅費事務担当者による内容確認がなされるなどした上で、支出命令権者等に提出されている。

また、請求書には、「支払を証明するに足る書類」を添付しなければならないこととされている。そして、その書類とは、「航空賃の支給にかかる旅費事務の取扱いについて（通知）」（平成14年1月4日付け出第484号出納事務局出納課長通知。以下「取扱通知」という。）により、「領収書、搭乗券の写し等」と例示されている。これは旅客運賃として支払った金額が確認できる書類（以下「確認書類」という。）を添付させる趣旨であり、領収書等で金額が確認できれば、搭乗券の写しまでは要しないとされている。

3 監査の対象

前記監査の趣旨にかんがみ、下表のとおり、平成18年度のすべての航空旅行1,043件に係る航空賃を対象に監査を実施した。

区 分	本 庁	現地機関	合 計
監査対象機関数	116機関	243機関	359機関
航空旅行のあった機関数	42機関	114機関	156機関
監査の対象とした旅行件数	118件	925件	1,043件
上記に係る旅費の支給額	9,390,587円	75,117,710円	84,508,297円
監査の対象とした航空賃の額	6,227,900円	34,998,560円	41,226,460円

(注) 旅行件数は、旅行命令の件数である（以下同じ。）。

4 監査の結果

(1) 航空賃の対象について

ア 航空賃に旅客施設使用料を含めていたもの  
航空賃に旅客施設使用料を含めて計算していたことによる旅費の過払が、423件165,100円あった。

イ 航空賃に特別席料金を含めていたもの  
 特段の理由がないのに、航空賃に特別席料金相当額を含めて計算していたことによる旅費の過払が、4件5,000円あった。

ウ 航空保険特別料金を二重に計算していたもの  
 旅費の支給に際して航空賃として計算した額には既に航空保険特別料金が含まれていたにもかかわらず、同料金相当額を別途計算したことによる旅費の過払が、1件600円あった。

これらは、いずれも旅行者又は各機関の旅費事務担当者が旅費の制度を十分に理解していなかったことなどによるものであった。

以上をまとめると、下表のとおりである。

区 分	本 庁	現地機関	合 計
航空賃を支給した旅行件数 (航空賃支給額)	118件 (6,227,900円)	925件 (34,998,560円)	1,043件 (41,226,460円)
ア 航空賃に旅客施設使用料を含めていたもの	31件 (11,200円)	392件 (153,900円)	423件 (165,100円)
イ 航空賃に特別席料金を含めていたもの		4件 (5,000円)	4件 (5,000円)
ウ 航空保険特別料金を二重に支給していたもの		1件 (600円)	1件 (600円)
合計 (ア～ウ)	31件 (11,200円)	397件 (159,500円)	428件 (170,700円)

(注) ア、イ、ウ各段のかつこ内は、過払額である。

(2) 現に支払った旅客運賃について  
 業務上の理由により搭乗便を変更した場合には、当初支払った旅客運賃に差額が生じることがある。このような場合でも「現に支払った旅客運賃」を確実に確認するには、領収書等に加えて、航空機の搭乗時に航空券から切り離されて旅行者の手元に残る搭乗券を確認する必要がある。

ア 現に支払った旅客運賃と異なる額の航空賃により旅費を支給していたもの  
 搭乗券により確認できた「現に支払った旅客運賃」と異なる額の航空賃により旅費を支給していたものが、以下のとおり5件あった。

(ア) 制度の理解不足等によるもの  
 旅行者が現に支払った旅客運賃は割引運賃であったにもかかわらず、航空賃は普通運賃により計算していたなどによる旅費の過払が、3件43,700円あった。これは、旅行者又は各機関の旅費事務担当者が旅費の制度を十分に理解していなかったことなどによるものであった。

(イ) 確認書類を改ざんしたことによるもの  
 旅行者が、旅行会社から実際とは異なる金額の領収書を手するとともに、航空券に記載されていた金額を改ざんし、これらの写しにより旅費を請求していたことによる旅費の過払が、2件64,000円あった。

以上をまとめると、下表のとおりである。

区 分	本 庁	現地機関	合 計
(ア) 制度の理解不足等によるもの		3件 (43,700円)	3件 (43,700円)
(イ) 確認書類を改ざんしたことによるもの		2件 (64,000円)	2件 (64,000円)
合 計		5件 (107,700円)	5件 (107,700円)

(注) かつこ内は、過払額である。

イ 現に支払った旅客運賃が確認できなかったもの  
 請求書に搭乗券の写しが添付されていないことから、「現に支払った旅客運賃」が確認できなかったものが657件あった。

これは、取扱通知において、領収書等の確認書類で旅客運賃として支払った額が確認できれば、必ずしも搭乗券の写しの添付までは求めていなかったことなどによるものであった。

5 指摘事項

実施機関名	指摘等の区分	監 査 の 結 果
別表に掲げる機関	指摘	旅費の支給に際し、別表に掲げる金額が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
その他の機関	特に指摘又は指導する事項はなかった。	

6 付言  
 人事課及び出納管理課は、これまで旅費に係る事務の適正な執行について指導してきたところであるが、今回の監査の結果を踏まえ、各機関が誤りを生じることのないよう、一層の適切な指導に取り組んでいくことが望まれる。さらに、旅行者が旅費を請求する場合には、現に支払った旅客運賃を確実に確認できるよう、旅費事務の取扱いを改めることが望まれる。  
 (別表) 指摘機関一覧

機 関 名	件 数	金 額 (円)
財政課	9	3,600
総合政策課	3	800
市町村課	1	400
岐阜振興局	3	1,200
保健環境研究所	1	400
産業技術センター	1	400
情報技術研究所	4	1,600
生活技術研究所	2	600
農業技術センター	3	1,200
生物工学研究所	1	400
男女参画青少年課	2	800
保健医療課	1	200
県立看護大学	1	200
総合医療センター	36	15,200
多治見病院	12	4,800
下呂温泉病院	6	4,800
産業政策課	2	800
商業流通課	2	400

情報科学芸術大学院大学	5	1,900
農業技術課	1	400
岐阜農林事務所	1	1,000
恵那農林事務所	1	200
農業大学校	1	4,700
森林文化アカデミー	2	600
河川課	2	600
岐阜土木事務所	1	600
揖斐土木事務所	2	64,800
可茂土木事務所	1	400
多治見土木事務所	1	200
出納事務局出納管理課	2	800
教育総務課	3	1,200
教職員課	1	400
岐阜教育事務所	9	3,200
西濃教育事務所	4	1,600
美濃教育事務所	2	800
可茂教育事務所	4	1,600
伊自良青少年の家	1	400
現代陶芸美術館	1	400
岐阜高等学校	2	800
岐阜北高等学校	1	400
長良高等学校	15	6,000
岐山高등학교	1	400
岐阜総合学園高等学校	13	5,200
岐阜城北高等学校	1	400

岐阜商業高等学校	1	400	土岐商業高等学校	9	3,600
岐南工業高等学校	1	400	恵那高等学校	1	400
岐阜各務野高等学校	3	1,200	恵那南高等学校	6	2,400
本巣松陽高等学校	1	400	恵那農業高等学校	1	400
岐阜農林高等学校	1	400	中津商業高等学校	9	3,400
山県高等学校	9	3,600	中津川工業高等学校	11	4,400
羽島高等学校	1	400	益田清風高等学校	2	12,400
岐阜工業高等学校	4	1,600	飛騨高山高等学校	15	6,000
大垣北高等学校	1	400	高山工業高等学校	8	3,200
大垣南高等学校	13	5,000	吉城高等学校	9	3,600
大垣東高等学校	1	400	華陽フロンティア高等学校	2	400
大垣西高等学校	10	4,000	東濃フロンティア高等学校	1	400
大垣養老高等学校	10	4,000	岐阜盲学校	2	800
大垣工業高等学校	14	5,600	岐阜豊学校	5	2,000
大垣桜高等学校	12	4,800	大垣特別支援学校	1	400
海津明誠高等学校	1	400	郡上特別支援学校	6	2,400
郡上北高等学校	8	3,200	東濃特別支援学校	1	400
武義高等学校	8	3,200	少年課	2	800
関有知高等学校	8	3,200			
関高等学校	1	400			
加茂高等学校	1	400			
加茂農林高等学校	10	4,000			
東濃実業高等学校	13	5,200			
多治見高等学校	13	5,200			
多治見北高等学校	14	33,200			
瑞浪高等学校	8	3,200			

平成十九年十月二十三日印刷  
平成十九年十月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社